



厚生労働省の国会提出予定法案について

1月14日に開催された厚生労働省政策会議において、第174回国会(1/18召集)に提出する予定の法案が議題に挙げられました。

厚生労働省のホームページに掲載されている同会議の資料(※)において、企業年金関連では『企業年金制度等の改善等を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(年金改善法案)』が提出予定法案の一つとして挙げられておりますのでご案内申し上げます。

(※)<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/kaigi/2010/01/dl/k0114-1b.pdf> (年金改善法案はP7)

この年金改善法案の概要及び施行日(予定)は以下のとおりです。【 】は、施行日(予定)です。

1. 確定拠出年金法の一部改正(平成22年度税制改正要望で認められた事項を含む)

- ・ 従業員拠出(マッチング拠出)を可能とし所得控除の対象とする。【平成24年1月1日】
- ・ 事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務を明文化する。【平成24年1月1日】
- ・ 加入資格年齢を上げる。(60歳→65歳)【平成24年4月1日】
- ・ 住基ネットからの情報取得を可能にする。(他の企業年金制度も同様。)【平成23年4月1日】

2. 厚生年金保険法・確定給付企業年金法の一部改正

(母体企業の経営悪化等に伴い、財政状況が悪化した企業年金に関して改善措置を講じる。)

- ・ 厚生年金基金が解散する際に返還する代行部分に関する費用の額及び支払方法の特例を設ける。(なお、平成17年度から平成20年度まで同様の措置を講じていた。)【平成23年4月1日】
- ・ 事業譲渡等による従業員減少の場合、積立不足解消のため、掛金の一部の拠出義務が事業主にある旨を明確化する。【平成23年4月1日】

3. 国民年金法の一部改正

- ・ 国民年金保険料の納付可能期間を延長する。(2年→10年)【平成23年度中】
- ・ 国民年金の任意加入者(60歳～65歳)について国民年金基金への加入を可能にする。【平成23年4月1日】

以上です。今後、法案の詳細や、廃案となった法案(被用者年金一元化法案等)に盛り込まれていたその他の事項(DCの運用商品の除外手続きの緩和等)の取扱いについて情報がありましたら適宜ご連絡申し上げます。

以上

